

単位：円

日常生活用具基準額等一覧表

種 目		上限額等 (円)	耐用 年数	障 害 者	障 害 児	難 病 患 者 等	対 象 者	性 能 等
介護・訓練支援用具	特殊寝台 ★介護保険用具	154,000	8年	○	○	○	①寝たきりで常時介護を要する下肢または体幹機能障害2級以上であって、学齢児以上の者 ②寝たきりの状態にある難病患者等	腕・脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	特殊マット ★介護保険用具	19,600	5年	○	○	○	①寝たきりで常時介護を要する下肢または体幹機能障害2級以上であって、原則として3歳以上の者 ②重度の知的障害または難病患者等で寝たきりの状態にある者	床擦れの防止または失禁による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの
	特殊尿器 ★介護保険用具	67,000	5年	○	○		①常時介護を要する下肢または体幹機能障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者 ②自力での排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者等または介護者が容易に使用し得るもの
	入浴担架	82,400	5年	○	○		下肢または体幹機能障害2級以上であって、入浴に当たって家族等他人の介護を要する者で、原則として3歳以上の者	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器 ★介護保険用具	15,000	5年	○	○	○	①下肢または体幹機能障害2級以上で、自力で体位変換ができないため、介護者の支援を要する学齢児以上の者 ②寝たきり状態にある難病患者等	介護者が障害児・者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
	移動用リフト ★介護保険用具	159,000	4年	○	○	○	①下肢または体幹機能障害2級以上の者3歳以上の者 ②下肢または体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が障害児・者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く
	訓練いす	33,100	5年		○		下肢または体幹機能障害2級以上であって、18歳未満の者で、原則として3歳以上の者	原則として附属のテーブルを付けるもの
	訓練用ベッド	159,200	8年		○	○	①下肢または体幹機能障害2級以上であって、18歳未満の者 ②下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの
自立生活支援用具	入浴補助用具 ★介護保険用具	90,000	8年	○	○	○	①下肢または体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とする者で、原則として3歳以上の者 ②入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動・座位の保持・浴槽への入水等を補助でき、障害児・者等または介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く
	便器 ★介護保険用具	便器のみ	4,450	8年	○	○	○	①下肢または体幹機能障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者 ②常時介護を要する難病患者等
		手すりを含む	9,850					
頭部保護帽 (既製品は80%以内)	36,750	3年	○	○		①下肢または体幹機能障害2級以上の者 ②重度の知的障害者・児で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ③精神障害者保健福祉手帳1級であって、医師が必要であると認めた者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	

	T字状・棒状のつえ ★介護保険用具	5,300	3年	○	○		平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者	障害児・者が容易に使用し得るもので、1本の脚によるもの。ただし、折りたたみ式を除く
	移動・移乗支援用具 ★介護保険用具	60,000	8年	○	○	○	①平衡機能または下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介護を必要とする者で、原則として3歳以上の者 ②家庭内の移動等において介助を必要とする下肢が不自由な難病患者等	おおむね、次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ①害児・者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ②転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具
	特殊便器	151,200	8年	○	○	○	①上肢障害2級以上の者、療育手帳Aの者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で、それぞれ原則として学齢児以上の者 ②上肢機能に障害のある難病患者等	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
	火災警報機	15,500	8年	○	○		身体障害者手帳2級以上の者、療育手帳Aの者または精神障害者保健福祉手帳を有している者で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザー等で知らせ得るもの
	自動消火器	28,700	8年	○	○		身体障害者手帳2級以上の者、療育手帳のAの者または精神障害者保健福祉手帳1級の者若しくは難病患者等の者であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの
	電磁調理器	41,000	6年	○			視覚障害2級以上であって、18歳以上の者若しくは盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者または療育手帳Aの者で18歳以上の者若しくは知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10年	○	○		視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	10年	○			聴覚障害2級以上であって、18歳以上の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上、必要と認められる世帯に属する者。）	音・声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	5年	○	○		腎臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行う者であって、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの
	ネブライザー（吸入器）	36,000	5年	○	○	○	次のいずれかに該当する者 ①呼吸器機能障害3級以上の者又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められるもの（同程度の身体障害児・者の場合は、当該用具を必要とする医療機関等が発行する証明書等が必要） ②呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害児・者等または介護者が容易に使用し得るもの

									①呼吸器機能障害 3 級以上の者又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められるもの(同程度の身体障害児・者の場合は、当該用具を必要とする医療機関等が発行する証明書等が必要) ②呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害児・者等または介護者が容易に使用し得るもの
									医療保険における在宅酸素療法を行う 18 歳以上の者(医療保険における在宅酸素療法を必要とする医療機関等が発行する証明書等が必要。)	障害者が容易に使用し得るもの
									視覚障害 2 級以上であって、原則として学齢児以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	障害児・者が容易に使用し得るもの
									視覚障害 2 級以上であって、18 歳以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの
									視覚障害 2 級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用し得るもの
									人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。
情報・意思疎通支援用具									音声機能若しくは言語機能障害を有している者または肢体不自由障害を有し、発声及び発語に著しい障害を有する者。ただし、人工喉頭と重複しての給付は行わない	携帯式で、言語を音声または文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの
									上肢または視覚障害 2 級以上であって、当該用具を接続し、配置できる本体(パーソナルコンピュータ)を所有する者で、原則として学齢児以上のもの	障害児・者が容易に使用し得るもの。 ただし、単品で使用できるものを除く
									視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級)であって、必要と認められる 18 歳以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの
	点字器	標準型	真鍮板製	10,400	7 年	○	○	視覚障害 2 級以上であって、原則として学齢児以上の者。ただし、点字タイプライターと重複しての給付は行わない		点字用紙を挟んで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの
			プラスチック製	6,600		○	○			
		携帯型	アルミニウム製	7,200	5 年	○	○			
			プラスチック製	1,650		○	○			
								視覚障害 2 級以上の者(本人が就労若しくは就学しているかまたは就労が見込まれる者に限る。)。ただし、点字器と重複しての給付は行わない	障害者が容易に使用し得るもの。	
								視覚障害 2 級以上であって、原則として学齢児以上の者。ただし、録音機能付または再生専用機の重複給付は行わない	音声等により操作ボタンが知覚若しくは認識でき、かつ、DAISY 方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	

		再生専用	35,000		○	○		または音声等により操作ボタンが知覚若しくは認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの
		視覚障害者用活字文書読上げ装置	115,000	6年	○	○		文字情報と同一紙面上に記載された該当文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。
		視覚障害者用拡大読書器	198,000	8年	○	○		視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上の者
盲人用時計		触読式	10,300	10年	○			視覚障害2級以上であって、18歳以上の者。ただし、音声式は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする
		音声式	13,300		○			
		聴覚障害者用通信装置	71,000	5年	○	○		聴覚障害を有する者または発声、発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、それぞれ原則として学齢児以上の者
		聴覚障害者用情報受信装置	88,900	6年	○	○		聴覚障害を有する者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者で、原則として学齢児以上の者
人工内耳		空気電池	2,000	—	○	○		聴覚障害を有し、人工内耳を装着している者(空地電池と専用充電電池及び専用充電器の併給不可) ※年12回支給を上限とし、最大6カ月単位(6回分)で支給可
		専用充電電池	15,300	1年	○	○		聴覚障害を有し、人工内耳を装着している者(空地電池と専用充電電池及び専用充電器の併給不可)
		専用充電器	12,600	3年	○	○		聴覚障害を有し、人工内耳を装着している者
		イヤーマールド	9,000	—	○	○		聴覚障害を有し、人工内耳を装着している者
		マイクロホンカバー	4,200	—	○	○		聴覚障害を有し、人工内耳を装着している者 ※年4回支給を上限とし、最大6カ月単位(2回分)で支給可
人工咽喉	笛式	気管チューブ付	8,100	4年	○	○		音声機能若しくは言語機能障害またはそしゃく機能障害を有し、喉頭摘出等により発音が困難者であって、人工喉頭を使用することにより発音が得られる者で、原則として3歳以上の者。
		上記以外	5,000		○	○		
	電気式	70,100	5年	○	○	ただし、携帯用会話補助装置と重複しての給付は行わない		
		点字図書	—	—	○	○		視覚障害を有する者であって、主に情報の入手を点字によっているもの

排泄管理支援用具	紙おむつ(月額) ※補装具より		12,000	—	○	○	○	3歳以上の者で、次のうちいずれかに該当する者。ただし、ストマ用装具との重複給付は行わない ①治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんまたはストマの変形によりストマ用装具を装着することができない者 ②先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害を有する者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 ③脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、医師の意見書により必要性があると認められた者	次のいずれかに該当するもので、障害児・者が容易に使用し得るもの。 ①紙おむつ ②サラシ、ガーゼまたは脱脂綿
	ストマ用装具(月額)	消化管系	8,900	—	○	○	○	人工肛門または人工膀胱を設けているぼうこうまたは直腸機能障害を有する者。 (同程度の身体障害者の場合は、当該用具を必要とする医療機関等が発行する証明書等が必要)ただし、紙おむつとの重複給付は行わない	ストマ用品(皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着等のための使用する各種用品をいう。)であって、障害児・者が容易に使用し得るもの。
		尿路系	11,700	—	○	○	○		
	収尿器	男性用	普通型	7,700	1年	○	○	○	常時失禁状態にある排尿機能障害を有する3歳以上の者
簡易型			5,700						
女性用		普通型	8,500						
		簡易型	5,900						
居宅生活動作補助用具	住宅改修費 ★介護保険用具		200,000	1回のみで、既存の住宅に限られ、新築・増築は認められない	○	○	○	下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者で、障害等級3級以上の者若しくは、下肢または体幹機能に障害のある難病患者等。ただし、特殊便器への取り替えをする場合は、上肢障害2級以上の者に限る。(既存の住宅(借家等)の場合は所有者の同意書が必要。)	障害児・者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、次に掲げるもの ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための通路及び床材の変更 ④引き戸等への扉の取り替え ⑤和式便器から洋式便器等への便器の取り替え ⑥その他、前号付帯して必要な工事

注1 他法優先の原則により、介護保険対象者は介護保険制度による給付となります。(介護保険該当用具⇒ ★)

- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 複合機能が付帯した福祉用具については、主たる障害が実施要綱に示すものと合致しない場合は、日常生活用具の給付対象としないものとする。
- 紙おむつ・ストマ用装具については、最大6ヶ月分まで給付できるものとし、表中の上限額は1ヶ月あたりの額とする。
- 利用者負担額は、原則1割負担。ただし、負担限度額(補装具費支給制度の利用者負担限度額に準ずる。)に達するまでとする。
- 各用具の上限額を超えた部分については、全額利用者負担とする。
- 耐用年数を越えない期間は、同一用具の給付は行わず、用具の修理については、原則として申請者が自費で行うこととする。ただし、自己の責任に起因する場合を除き、天災その他により破損・毀損・修理不能となった場合はその限りではない。